



Title	農村環境の維持・向上からみた農業基盤整備(1990年度秋季大会シンポジウム『農業基盤整備と地域対応』)
Author(s)	村本, 徹
Citation	北海道農業経済研究, 1(1), 59-72
Issue Date	1991-03-27
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/62791
Type	article
File Information	KJ00009064821.pdf



[Instructions for use](#)

I. はじめに

日本における農業基盤整備事業は現在、逆境にあるかに思われる。農業保護批判の一環としての事業削減論、投資効果（生産高率向上の効果）への疑義からくる事業抑制論、事業の役割達成論や過剰投資論、さらには農家負担金の償還問題、また、最近では「生活関連」分野の公共事業が重視されはじめた一方、その巻添えのように軽視されはじめた農業基盤整備事業等々、状況は芳しくない。このような議論のなかで、未だ市場経済至上主義的議論が横行しているのは哀しいが、それはさておき、農業基盤整備を論じる時忘れてならないのは、農業基盤整備に付随して実施される農村環境整備の効用である。

小論はこの農村基盤整備の観点から、農業基盤整備の今後の展開方向に関する若干の私見と期待を述べようとするものである。近年、耳にすることが多くなった“アメニティ”という概念をキー・ワードにすえ、旧西ドイツの農業基盤整備による農村“アメニティ”形成の例を引用しつつ、農村環境の維持・向上、さらには農村の活性化に期待される農業基盤整備の役割という議題にアプローチしてみたい。

II. 農業基盤整備における農村環境整備の位置

1. 農村環境整備の位置

先ず、農業基盤整備における農村環境整備の位置についてふれておく。農業基盤整備とは一般に、公共事業予算に農業基盤整備費として計上されている事業の範囲をいうのであろうが、広くは農業構造改善事業のような非公共事業のなかで実施されるもの、あるいは災害復旧事業のような公共事業予算のなかの他費目に計上され実施されるものも含まれよう。農村環境整備は農業基盤整備と一体的に実施されるものを主としているが、農業環境整備に寄与する事業はこれにとどまらず、農政諸事業のなかに散りばめられているといってもよい。道路や排水施設といった、主に土地改良事業によるいわゆるシタモノ整備の他、公園、さらには集会施設、スポーツ

施設等のウワモノ整備にも及んでいる。

農政諸事業におけるこれまでの農村環境整備の展開方式を大別すれば、次の二つとなろう。一つは生産施設が同時的に生活施設として一定の効用を発揮するよう、生活施設としての機能も配慮して整備する方式である。土地改良事業等による農業排水施設が、地域排水施設としても機能したり、農道が生産道路のみならず、当該地域居住者の生活道路、さらには来訪者の通行路として機能する類のものである。当該整備目的に適う整備にとどめることなく、多面的整備手法を導入すれば整備の付加価値が高まり、一石何鳥かの効果をねらうことができる。農業基盤整備と一体的な農村環境整備として、最もオーソドクスな方式である。

いま一つは、いわゆる環境施設や集落排水施設の整備にみられるように、当該地域で生活上あるいは特定の振興施策上必要とされる施設を、農業基盤整備の一環として整備し、生活環境基盤の水準向上や地域振興に寄与しようとするものである。

このような農村環境整備が、広く日本の農業政策の中でとりあげられてくるのは、周知のように昭和40年代の後半である。昭和55年の農政審議会答申にうたわれているように、昭和50年代になってからは農業政策の重要な柱の一つとして位置づけられるようにもなった[1]。さらに「第3次土地改良長期計画」（昭和58～67年度）では、農村環境整備がその基本方針として明示されるようにもなっている。この背景にはいわゆる過疎化、生活様式・生活空間の都市化、混住化等々、数十年來の農村の社会・空間構造の変化があるのは周知のとおりであるが、農村環境整備がこれら農村問題への一過性の対処療法、ましては農業基盤整備の延命策と解釈する向きがあるとすれば、それは浅薄といえよう。農村問題はいうまでもなく都市問題と裏腹である。後にふれるように、この底流には工業文明下の都市型社会の危機という文明史的課題があることを理解すべきであろう。

2. 農村環境整備関連事業の系譜

ここで、これまでの農村環境整備関連事業の系譜を概括しておきたい。大別して三つの流れがあろう。

一つは昭和45年の「農村基盤総合整備パイロット調査事業」を嚆矢とする「総合整備事業」の系列である。後に「農村総合整備モデル事業」、「農村基盤総合整備事業」（通称、ミニ総パ）、「農業集落排水事業」という農村環境整備を代表する事業に流れていく。二つは「構造改善事業」の

系列で、これは農業経営の構造を変革する事業の枠組みのなかに、新しい地域要求である農村環境整備の課題をとりこむことによって、政策遂行のテコとして活用するものであったといわれている。三つは「普及事業」の流れをくむものであるが、これは事業の性格上、いわゆるソフト事業である。ハード事業は小規模な施設の整備にとどまる。

このうち「総合整備事業」の系列は、従来の土地改良を中心とする農業基盤整備の中に農村環境整備を取り込むという、最もオーソドックスで無理のない方式で展開されたといえることができる。一方、「構造改善事業」の系列は、一次構、二次構を経て昭和53年に「新農業構造改善事業」が発足し、この事業は当初、環境施設整備（多目的研修集会施設、農業者トレーニングセンター等）を大々的にうたうものであった。しかし、農業経営構造変革のための事業の枠組みのなかで、大型環境施設の整備を行うことにはやや無理があったのであろう。まもなくして財政事情の悪化もあり「新農業構造改善事業」や「農村総合整備モデル事業」による大型環境施設の整備は大きく後退することになる。

以上のような昭和40年代後半から50年代を通じた農村環境整備の展開を画して、第一期農村環境整備ということにしたい。大雑把な方がいい方が許されるならば、第一期農村環境整備の理念あるいは大義名分は、農村の社会的・空間的な構造変化に対処した「都市との格差是正」ということにあったといえよう。

Ⅲ. 農村環境整備とアメニティー形成

1. 農業・農村の多面的機能とアメニティー

さて、第二期の農村環境整備、現在がその初期段階にあるかと思われるが、整備の新しいニーズとして以下の三つが挙げられている[2]。

- ① ルーラルミニマムとしての生活環境整備
- ② 農村の活力維持のための安定就業機会の創出
- ③ 農村の活性化をはかるための「都市と農村の交流」

①は国民社会のミニマムとしての福利水準の向上を目的とするもので、第一期農村環境整備にも通じる。②は定住社会として農村を維持・存続させるための手段であり、基本条件である。新しいニーズは③の「都市と農村の交流」にあらう。これに対処して、事業レベルでは「新農業構造改善事業（後期対策）」の自然活用型事業、新規事業である「農業農村活性化

農業構造改善事業」では地域資源整備活用型事業などが既に現れているが、結論からいえばこの「都市と農村の交流」が第二期農村環境整備の鍵になる概念と考えられる。

「都市と農村の交流」は、いうまでもなく農村側の一方的なラブコールではなく、農業・農村が持つ多面的な機能、あるいは役割に対する国民的認識の芽生えを基盤的背景にしている。改めて確認ということになるが、農業・農村が持つ多面的な機能あるいは役割は、概ね次の五つといわれている。第一は食糧の安定的な供給の場であり、第二は農業が他産業にも波及効果を及ぼして雇用機会をつくり、それが定住の場を提供していることである。第三は自然や国土、生態系の保全機能、第四は教育・人格形成への効果、第五は保養・レクリエーションの場という機能である。これら農業の多面的機能・役割に対する国民的認識は日本では未だ萌芽段階にあり、性急な、また過大な期待は慎まねばならない。しかし、国民、正しくいえば都市の居住者が僅かであれ認識しはじめたという意義は大きい。

農業・農村の多面的機能・役割を保全・向上させ、それを享受したいとする国民的認識や欲求の深化を促進することが、現在そして今後の農政の重要な課題であろう。このために必要となるのが、先ず居住者のため、そして来訪者のための農村環境の質的向上と魅力づくりである。そのキーワードが農村の“アメニティー”形成であると主張したい。農村環境整備はその重要な手段であり、第二期農村環境整備は“アメニティー”の形成をめぐる展開されるべきであろう。それが時代の要請と考える。なお、「都市と農村の交流」については、後に再度触れることにしたい。

2. “アメニティー”の解釈

第二期農村環境整備のキーワードとして“アメニティー”を提示したが、この解釈について述べておく。“アメニティー”は日本では「快適性」あるいは「心地よさ」というように訳されることが多いが、そのニュアンスを伝えることは極めて難しい。発生の地であるイギリスにおいても基本的に定義できない語とされ、「定義するよりも存在をあるがまま認識するほうが易しい」とか、「あるべき処にあるべきものがある状態」とかいわれており、専門用語であって通俗語（生活語）にはなっていない。しかし、イギリスにおけるこの百年の都市計画、地域計画の根幹にあったのが、この“アメニティー”という概念である[3]。筆者なりに解釈すれば以下のようになる。

W・H・O（世界保健機構）のいう安全性、保健性、利便性、快適性といった環境質の条件をベースにして、それに地域的魅力の何かが付加された状態と考えられるが、具体的な定型はない。それは地域の個性やその時代の人間集団の価値観に依拠するものである。このように漠としていることが、逆に地域の個性や価値、多様性を保証しているともいえる。しいて“アメニティー”のある地域が持つ要素を挙げると以下のように考えられる。

- ・ 公害防止を含めた公衆衛生（保険性、安全性）が維持されていること。
- ・ 生活・生産環境の利便性と快適性が確保されていること。
- ・ 自然・生態系の保全がはかられていること。
- ・ 歴史的環境、伝統的地域文化の保全がはかられていること。
- ・ コミュニティーの社会関係、人間関係が好ましく感じられるような状態にあること。

以上に挙げた要素の具体的な現象形態は、いうまでもなく一様ではない。例えば、都市と農村では“アメニティー”要素のいくつかは当然異なる。都市では街らしい「賑わい」が“アメニティー”の基本的要素となるが、逆に農村では「のどか」なことが“アメニティー”の基本的要素となろう。ただし、農村においても、市街地（中心集落）にはそれなり「賑わい」が“アメニティー”として求められる。これは「あるべき処にあるべきものがある状態」ということである。

3. 整備手法としての「保全的環境整備」

以上のように、“アメニティー”をキー・ワードとして今後の農村環境整備を展望するならば、これまでの整備手法に対する反省が必要であろう。第二期農村環境整備には、整備の保全的展開が要請される。

「保全的環境整備」とは、これまでの環境整備にありがちな、改善されるべきものを新しいもので全面的に置き換え、それも‘標準’どおりに行うという整備手法に対する反省から生まれている。画一化・標準化を排し、地域個性を尊重し発展させようという理念に基づくもので、“アメニティー”形成には必須の整備方法ということができる。‘保全’というとなにか現状凍結的で、旧きもののみを尊重し、新しきものを拒否するような印象があるが、意味するところはそれと異なる。「保全的環境整備」とは、それまで培われてきた環境や歴史の所産を再評価し、環境や歴史の地域性を断絶させることなく、その良さを発展的に継承することを通して整備し

ていく考えをいっている。したがって、現代の生活に合わないところは当然修正され、改善される。

IV. 旧西ドイツにおける農業基盤整備とアメニティー形成

1. 旧西ドイツの農地整備法制度の目的体系

これまでは農業基盤整備の一環として実施されている農村環境整備の今後の展開方向について述べてきたが、ここで、その大本である農業基盤整備に立ち返ることにしたい。はじめに述べているように、日本の農業基盤整備事業は現在、逆境にあるが、農業基盤整備の役割はいささかも減じてはいない。なぜなら、農業・農村の多面的機能・役割の保全・向上という、今後一層重要となる国民的課題があるからである。この課題に対処すべく、いかに整備を多面的に展開するか、そのための新たな手法や事業を制度のなかにどうとりこむかが、今後の農業基盤整備の基本的課題といえる。

農業基盤整備が本来持つ多面的な機能を十全に発揮させ、さらに整備の付加価値を高めうる事業展開へと発展させる上で、示唆と教訓に満ちているのが旧西ドイツの農地整備制度である。昭和40年代後半の「農村基盤総合整備パイロット事業」（通称、総パ事業）は元々、旧西ドイツの農地整備制度を参考に行っているといわれているが、その後、農業基盤整備事業にともなう農村環境整備、特に集落整備に関しては旧西ドイツほどの目覚ましい展開はなかった。しかし、今後は本格的にその経験を学ぶべきであろう。

旧西ドイツ「農地整備法」の目的体系を表1に載せる。現在稼働しているのは1976年法である。農村再整備や社会文化環境の維持等を目的とする‘良好な居住空間の形成と保全’が前面にうたわれていること、さらに、生態系の安定性維持と回復や、余暇・レクリエーションのための景観形成、資源の維持・改善（国土保全）等を目的とする‘広域的な機能の達成と維持’が重視されていることが注目される。村落再整備はそれ以前から行われていたが、76年法で明確に位置づけられ、また、生態系の保全は同じ76年法に制定された「自然保護及び景観保全に関する法律」に連動している。誤解を恐れずにいえば、現在の旧西ドイツの農地整備は、農業生産力・生産性の向上というより、生態系を含む農業・農村環境保全と環境質の向上、都市との交流、それを通じた地域社会の維持、を最大の目標にして展開されていると思われる。すなわち、農業政策としての位置を越え、農業・農

表1 旧西ドイツの農地整備制度の目的体系

上位目的	中位目的	下位目的
H ₁ 良好な居住空間の形成と保全	V ₁ 居住条件の改善	Z ₁ 良好な排水の維持
		Z ₂ 域内交通条件の改善
		Z ₃ 悪臭・騒音・廃棄物（産業・交通）最小化
		Z ₄ 上・下水道の改善
	V ₂ 村落再整備及び村落開発	Z ₅ 居住区構造の改善
		Z ₆ 住宅の改善
		Z ₇ 宅地等開発
		Z ₈ 公共施設の建設
		Z ₉ 村落内の公園等の建設
V ₃ 社会・文化環境の維持	Z ₁₀ 歴史的建造物の保全	
	Z ₁₁ 村落集会等の共同活動	
H ₂ 農林業における労働・生活条件の改善	V ₄ 共同化を含む自立経営創出と維持	Z ₁₂ 経営規模の拡大
		Z ₁₃ 作業場等の改善
		Z ₁₄ 経営指導の改善
	U ₅ 合理的に利用可能かつ生産性高い圃場の創出と維持	Z ₁₅ 耕地の細分化の防止
		Z ₁₆ 交通条件の改善
		Z ₁₇ 理想的な圃場形態の創出
		Z ₁₈ 良好な排水の維持（畑）
		Z ₁₉ 土地の有効利用
		Z ₂₀ 土地の生産性の維持
		Z ₂₁ 水に対する土壌保全
		Z ₂₂ 風に対する土壌保全
	U ₆ 市場条件の改善	Z ₂₃ 農産物販売の為の交通条件改善
Z ₂₄ 流通施設の建設		
Z ₂₅ 余裕地の確保による市場弾力性確保		
H ₃ 他産業への就業機会及びサービス供給の創出と維持	U ₇ 産業の振興	Z ₂₆ 雇用創出
		Z ₂₇ 域内需要の刺激
		Z ₂₈ 観光開発
	U ₈ サービス供給の改善	Z _{29,30} 私的公的サービス供給の改善
	U ₉ 域外の職場、サービス供給施設への接近性改善	Z ₃₁ 個人交通手段の改善
Z ₃₂ 公的交通手段の改善		
H ₄ 広域的な機能の達成と維持	U ₁₀ 生態系安定性の維持と回復	Z ₃₃ 多面的生態系維持と回復
		Z ₃₄ 植生の維持と回復
		Z ₃₅ 野生動物の保護
	U ₁₁ 余暇・レクリエーションの為の景観形成	Z ₃₆ 多面的な景観の創出と維持
		Z ₃₇ レクリエーションに適した景観の創出
		Z ₃₈ レクリエーション拠点の創出
		Z ₃₉ 土地の濾過作用の維持と回復
		Z ₄₀ 流水の自浄作用の保全
		Z ₄₁ 湧水の保全
	U ₁₂ 資源の維持・改善	Z ₄₂ 大気保全
		Z ₄₃ 生産力阻害の防止
		Z ₄₄ 広域道路計画との調整
		Z ₄₅ 護岸工事等との調整

資料) Gunter Ruwenstock et al, Effizienz der Flurbereinigung, 1980

「西ドイツの農地整備制度」 農村開発委員会 1982年3月

村問題の持つ多面的機能・役割の保全と向上を通じて、都市・農村問題の是正をはかるといふ、国土政策上の重要な機能を有するに至っている。

2. 農村アメニティ形成のための措置

生態系の保全を含めて、農業・農村の持つ多面的機能・役割の保全と向上を目的に、広く環境の質的向上と魅力づくりを行なうことを農村“アメニティー”形成と総称すれば、旧西ドイツの農地基盤整備に関連する農村“アメニティー”形成のための措置は、概ね表2のとおりである。生態系保全、景観、地域の歴史的・文化的環境の保全、保養・レクリエーション施設の整備、(一般的)生活環境整備等々、多様な目的の下、多面的な事業展開がはかられている。このような措置が当該地域居住者のためだけでなく、来訪者(都市居住者)のためにも効用を発揮しているのはいうまでもない。後にふれる「田園型リゾート」が成立する一つの基盤として、農村の環境質の向上と魅力づくりに大きく寄与している。

3. 農地整備における生態系保全

旧西ドイツの農地整備制度のなかに生態系保全が目的として位置づけられていることについて、若干補足しておきたい。旧西ドイツは、欧米先進諸国のなかでも自然保護では一歩リードするといわれている。農地整備事業のなかでも、‘ビオトープ’を保全・創出しネットワーク化をはかっている。‘ビオトープ’とは単に動植物の棲息場所としてではなく、いくつかの動植物が有機的に連関して棲息する、つまり一つの動植物の存在が、他の動植物のかけがえのない棲息‘環境’となっているような、生態学的環境単位と考えられるものである[4]。農地における‘ビオトープ’は、生産効率や労働条件からいえば歓迎されるものではない。したがって、導入にあたっては農業者との間に相当の葛藤があったといわれているが、妥協が成立している。旧西ドイツでは既に、農村景観の修景からさらに進んだ局面に至っているといえる。

V. 農村の活性化と農業基盤整備

1. 都市と農村の相互機能補完

表2 旧西ドイツの農地整備に関連するアメニティー形成の為の措置

<p>《農地整備における自然保護・景域保全の為の措置》</p> <p>①換地手法等による自然保護の為の土地取得</p> <p>②自然保護法による特定部分の保護</p> <p>③湿地、蛇行した河川、生け垣、集落の緑等の現状維持</p> <p>④樹木の適正配置による林地との結合、ネットの形成</p> <p>⑤景域保全と調和した道路計画、区画整理による耕地の利便性の増進</p> <p>⑥堰の建設等による生態的变化をもたらさない水文循環の維持</p> <p>⑦植生による防風等、微気象の改善と土壌保全</p> <p>⑧景域等への影響を最小限とするような効率的な土地改良</p> <p>⑨景域に適合した土砂等の採取と跡地の余暇・レクリエーション利用</p> <p>⑩歴史的記念物の保護と保全</p> <p>⑪景観、環境条件の改善、レク機能の向上に向けた集落区域における緑地整備</p> <p>⑫散歩道、自転車道、乗馬道の整備、大規模レク用地の確保等余暇とレクリエーションの増進</p>										
<p>《集落再整備における自然保護・景域保全の為の措置》</p> <p>①集落景観を形成する建築物を整備する</p> <p>②集落から空間景域への移行区域を形成し、これを藪や並木等の景域構成要素に接続させる</p> <p>③道路、自転車道、散歩道、広場、歩道を整備する</p> <p>④樹木、緑地、水面により集落景観にポイントを与える</p>										
<p>《農地整備事業の補助率（バイエルン州）》</p> <table> <tbody> <tr> <td>・道路、河川の整備</td> <td>70～90%以内</td> </tr> <tr> <td>・区画整理</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>・自然保護と景域保全</td> <td>100%以内</td> </tr> <tr> <td>・集落道、洪水対策</td> <td>50%以内</td> </tr> <tr> <td>・余暇と保養のための施策</td> <td>30～50%以内</td> </tr> </tbody> </table>	・道路、河川の整備	70～90%以内	・区画整理	〃	・自然保護と景域保全	100%以内	・集落道、洪水対策	50%以内	・余暇と保養のための施策	30～50%以内
・道路、河川の整備	70～90%以内									
・区画整理	〃									
・自然保護と景域保全	100%以内									
・集落道、洪水対策	50%以内									
・余暇と保養のための施策	30～50%以内									

資料) 「ヨーロッパ農村調査レポート 緑のヨーロッパ」 北海道農政部
平成2年3月

先に、農村環境整備の新しいニーズは、政策的には農村の活性化をはかるためと位置づけられている「都市と農村の交流」にあること、その基盤的背景には未だ萌芽的ではあるが農業・農村の持つ多面的機能・役割に対する国民的認識があること、また、それは工業文明下の都市型社会の危機という文明史的課題を底流にしていることを述べたが、ここでこれらの脈絡に関する若干の私見を、昨今のリゾート開発の問題も含めて述べておきたい。

先ず、農業・農村の持つ多面的機能・役割に対する国民的認識ということについてであるが、これまでの日本では食糧生産の場ということだけが過度に強調され、その多面性に対しては極めて浅い認識しかなかったと思える。しかし、近年は徐々にではあれ認識に変化がみられる。これはいわゆる西側先進諸国の間では遅れた現象なのであるが、未だ萌芽的段階にあるとはいえ、少なくともブームというような一過性のものではない。なぜなら、楽観的見解という批判を恐れずにいえば、その歴史的必然性を西欧の歴史が教えていると考えられるからである。既に西欧の社会では農業・農村の持つ多面的な機能・役割に対する国民的認識と合意があり、それを基盤に農業・農村政策が展開されている。先にみた旧西ドイツの農村環境整備はその一環である。

ドイツの哲学者シュペングラーは、1910年代にその著書「西欧の没落」で次のような意味内容の警告を発している。『都市は農村から生まれ、農村は都市をその持てる限りの滋養で養った。しかし、巨大化した都市は農村を吸いつくし、やがては自ら没落していく』。周知のように、イギリスやドイツが産業革命を経て工業文明下の都市型社会となるのは日本よりもはるかに早く、一方、日本は極く最近、高度成長期の初期の頃のことである。この歴史的時間差が農業・農村に対する国民的認識の差を基本的なところで生み出しているのではないか。すなわち、地球生態系の破壊という問題から管理社会における人間疎外という問題まで、工業文明下の都市型社会がもたらす弊害に対して、成熟した都市型社会を既に形成している西欧が先に危機感を抱き、それが農業・農村の持つ多面的な機能・役割への認識に結びついたと考えられるからである。農業・農村に対する国民的認識や政策面で、日本は今にして西欧の歴史を追う端緒についたといえるかも知れない。

文明史的課題を底流にしているとは以上のことをいう。都市と農村が固有に、そして互いには持ちえない機能を相互に交流・保管し、工業文明下の都市型社会がもたらす弊害（都市・農村問題と換言してもよい）に対処

しようとするのが、真の「都市と農村の交流」である。したがって、「都市と農村の交流」は正しくは「都市と農村の相互機能補完」というべきで、また、それは農村の活性化のための簡便な手段と考えるべきものではない。なぜなら、以上のような課題からして、その意義は深く大きく、とりくみは長く地道な努力の積み重ねを要し、かつ国民的認識と共感を基盤にするだけに、現在の日本では性急かつ過大な期待は慎まなければならないからである。

2. リゾート開発

地域の活性化をうたうリゾート開発のオーバーヒート現象も、昨今の経済情勢の変化を受けて鎮静化し、雨後の筍のような計画案は見直しを余儀なくされよう。結論だけいえば、現行の大資本主導のリゾート開発は農村の活性化に寄与するところは小さく、逆に農村を弱体化あるいは崩壊させる危険が大きい。しかし、リゾート開発の形態は一つではない。リゾートのタイプも大別すれば次のように二つある[5]。

①金銭消費・享楽型：日常生活から非日常への離脱をめざし、つかのまの豪華な生活を疑似体験することをもってリゾートとするタイプである。開発のタイプについていえば、高級巨大施設・装置の開発路線で、現行の大資本が主導するリゾート開発は、このタイプとみることができる。

②ハイタッチ志向・時間消費型：「人と自然の共生・都市と農村の共存」をモチーフにするといえ、自然や農村の環境・社会のなかに密やかに参加し、ありふれた生活の場で、自然や環境、人とのさりげない触れあいに安息を見いだすことをもってリゾートするタイプである。開発のタイプについていえば、自然や環境に優しい保全型の開発路線である。

後者のリゾートタイプが、「都市と農村の相互機能補完」の一環としての「田園型リゾート」というものであろう。西欧の歴史にしたがえば、これはより発展した大衆リゾートの形態である。1980年代に入って、西欧型リゾートの潮流はこの対応へと大きく転換しはじめ、その成立背景として次の諸点が指摘されている[6]。

①農村地域への観光・レクリエーション需要の増大（需要側要因）

・1950年代以降、有給休暇の増大、可処分所得の増大、モータリゼーションの発達等を背景に、観光・レクリエーション需要が増大する一方、自然・田園環境への愛着と認識が深まり、農村を訪れる人の数が年々増加傾向にある。

②ホリデーパターンの変化（需要側要因）

・観光・レクリエーション活動のインフォーマル化・成熟化が進行しており、局地集中型（おきまりのリゾート地への集中）から分散型（個性的で柔軟な選択）へホリデーパターンが変化している。その場合の宿泊施設も気軽・安価な施設への需要が高まっている（ホテル外休暇への転換）。

・集中的長期型休暇（例えば、夏季集中の地中海バカンス）から、短期・分散的・通年型休暇へホリデーパターンが変化している。

③農業に加えた農村の多様な経済基盤構築の必要生（供給側要因）

・生産調整による価格低下と生産割当量の減少により、農業収入は下降し、観光ビジネスの導入による経営多角化（副業収入の増加）が期待されている。

・地域社会、定住地としての農村を保全するため、農業に加えた多様な経済基盤の構築が課題となっている。

「農家民宿」の起源は19世紀末といわれているが、旧西ドイツやイギリスの場合、以上のような「田園型リゾート」の宿泊施設として1960年代から農家が民宿を営んでいる。旧西ドイツでは現在、全土で約2万戸が営んでおり、うち9千7百万戸が観光資源に恵まれ、小農維持政策として振興に積極的であったバイエルン州の農家である。このようなタイプのリゾートが成立する大前提は、いうまでもなく豊富な休暇があることであるが、多分に農業・農村の持つ多面的機能・役割に対する国民的認識と共感もあってのことである。日本では供給側要因の存在は大きいですが、需要側要因は未だ萌芽の段階というまでにも至っていない。しかし、これは未来永劫変化のない状況でもなからう。

イギリスのレジャー発達史によれば[7]、労働者階級の間でも1週間のホリデー（有給休暇）を楽しむ生活スタイルが普及しはじめるのは、1938年の「有給休暇法」の制定からであり、大戦後それが確立し、1950年代後半～60年代に海外旅行や地中海バカンス等のリゾート需要が急増（有給休暇の延長、可処分所得の増大、モータリゼーションの進行による）、そして80年代にはいと先に述べたホリデーパターンの変化が進行している。リゾートという側面においても、イギリス等の西欧先進諸国の歴史が示唆することは大きいと考えたい。

VI. おわりに

以上、雑駁な論旨の展開ではあるが、“アメニティー”をキーワードに

して、農村環境整備と農村の活性化という視点から、今後の農村基盤整備の展開方向について若干の私見と期待を述べてきた。以下の諸点をまとめとして小論を終えることにする。

・農村活性化の基本的方向として、「都市と農村の交流」があることは確かなことである。その一環としての「田園型リゾート」もどれほどの時間がかかるかは予測し難いが、日本においてもやがて成立するであろう。「都市と農村の交流」とは、都市と農村が固有に持つ機能の相互補完的結合関係をいい、真の交流は農業・農村の多面的機能・役割に対する国民的認識と共感があってはじめて成立する。認識と共感の深化を早めるためにも、今なすべきことは、農業基盤整備と農村環境整備を稼働させた、農村“アメニティー”形成への地道な努力である。“アメニティー”のない農村は、少なくとも多くの国民（都市住民）にとって訪れる価値はなからう。

・農業基盤整備は、農村“アメニティー”形成の最も有力な手段である。事業に多面的整備法を導入し、当該整備目的にとどまらない高付加価値の整備効果を発揮させる。それを最も効率的に実現してくれるのが農業基盤整備の特質である。景観の収景、小生体系の保全、地域の歴史的・文化的環境の保全、保養・レクリエーション施設の整備、（一般的）生活環境整備等々、多様な局面で農業基盤整備と農村環境整備が果たしえる役割は大きく、それは農村活性化のためにも重要な基盤整備である。今後の農業基盤整備は、農業・農村の持つ多面的機能・役割の保全・向上という文明史的、国民的課題の脈絡のなかで位置づけられなければならない。農業基盤整備を単に生産関連投資として理解するのは、偏狭な認識というべきである。

なお小論ではふれなかったが、農業基盤整備には農村地域の土地利用の整序化という機能・役割がある。農村環境の維持・形成のための根幹であり、その十全たる機能の発揮にむけた事業制度の拡張も期待したい。

（参考文献）

- [1] 島崎一男 『80年代の農村計画』、創造書房 1981年
- [2] 農林水産省構造改善局(1985)『新しい構造政策の展開』、地球社 1985年
- [3] D. L. スミス 『アメニティーと都市計画』、川向正人訳、鹿島出版会 1987年
- [4] 埼玉県野鳥の会 『緑の都市革命』、自然保護財団、ぎょうせい

1990年

- [5] 佐藤誠 『リゾート列島』、岩波書店 1990年
- [6] 小山善彦 『英国における農場観光・レクリエーションへの期待と農家民宿』 1989年
B. グルード他(1989)『観光・リゾートのマーケティング』、
山上徹訳 白桃書房 1989年
- [7] 荒井政治 『レジャーの社会経済史』、東洋経済新報社 1989年

(市立名寄短期大学；1990年12月27日受理)